

◎職業訓練の実施等による特定求職者

の就職の支援に関する法律

(平成二十三年五月二〇日法律第四七号)

一、提案理由(平成二十三年四月二〇日・衆議院厚生労働委員会)

○細川国務大臣 たいま議題となりました職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案について申し上げます。

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、求職者に対するセーフティネットを整備し、その早期の就職を支援することの重要性が増大しています。

このため、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするため

の給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、雇用保険の失業等給付を受給することができない特定求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もってその職業及び生活の安定に資することを目的としております。

第二に、厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施目標等の重要な事項を定めた職業訓練実施計画を策定することとしております。また、厚生労働大臣は、職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なるものであること等の要件に適合するものであることの認定をし、この認定を受けた認定職業訓練を行う者に対して、必要な助成を行うことができることとしております。この認定に関する事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせることとしております。

第三に、国は、職業訓練受講中の生活を支援し、職業訓練を受けることを容易にするため、特定求職者に対し、職業訓練受講給付金を支給することとしております。なお、偽りその他不

正の行為により給付金の支給を受けた者に対しては、支給した給付金の全部または一部を返還すること、また、一定の場合には、その二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができることとしております。

第四に、公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の就職支援措置を効果的に実施するための就職支援計画を個別に作成し、その措置を受けることを特定求職者に指示することとしております。また、職業安定機関、認定職業訓練を行う者等の関係者は、特定求職者の就職の支援について、相互に密接に連絡し、協力するように努めなければならないこととするほか、公共職業安定所長の指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、みずから進んで、速やかに職業につくように努めなければならないこととしております。

第五に、認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給については、現行の事業主のみが負担する雇用保険二事業とは別の雇用保険法の附帯事業として行うこととし、国庫は、職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一を負担すること等としております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年十月一日とし

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

ておりますが、認定職業訓練に関する施行前の準備等については、公布の日から施行することとしております。

以上が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年四月二十八日)

○牧義夫君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案について申し上げます。

本案は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援しようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る四月十九日本委員会に付託され、翌二十日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党より、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対し、特定求職者の就職に関する支援施策のあり方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担のあり方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等々を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

.....(略).....
なお、両案に対して附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成三三年四月二七日)
○柚木委員 たいいま議題となりました職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対する修正案につきましては、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、本法の施行日前に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うこととなっていた準備業務を独立行政法人雇用・能力開発機構が行うこと。

第二に、特定求職者の就職に関する支援施策のあり方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担のあり方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成三三年四月二七日)
(雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法四六)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院厚生労働委員長報告(平成三三年五月一三日)
○津田弥太郎君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇

用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、訓練を容易に受けられるよう給付金の支給等を行うおととするものであります。

なお、衆議院において、特定求職者の就職に関する支援施策についての検討を行うに当たっては、費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること等の修正が行われております。

.....(略).....

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二二日)

(雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法四六)の附帯決議と一括して掲載)